

## 平成28年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

平成28年9月9日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 1時50分

---

### ○議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 専決処分の報告について

（平成28年度白老町一般会計補正予算（第5号））

第 3 報告第 2号 専決処分の報告について

（平成28年度白老町一般会計補正予算（第6号））

第 4 議案第 1号 平成28年度白老町一般補正予算（第7号）

第 5 議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 6 議案第 3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）

第 7 報告第 6号 平成27年度白老町財政の健全化判断比率について

第 8 報告第 7号 平成27年度白老町公営企業の資金不足比率について

第 9 認定第 1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

（1）平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算

（2）平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（3）平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

（4）平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

（5）平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算

（6）平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

（7）平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算

（8）平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

（9）平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

（10）平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

## ○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について  
(平成28年度白老町一般会計補正予算(第5号))
- 報告第 2号 専決処分の報告について  
(平成28年度白老町一般会計補正予算(第6号))
- 議案第 1号 平成28年度白老町一般補正予算(第7号)
- 議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 報告第 6号 平成27年度白老町財政の健全化判断比率について
- 報告第 7号 平成27年度白老町公営企業の資金不足比率について
- 認定第 1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1) 平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算
  - (2) 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - (3) 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - (4) 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
  - (5) 平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
  - (6) 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
  - (7) 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
  - (8) 平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - (9) 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
  - (10) 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

---

## ○出席議員(13名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君  | 2番 小西秀延君  |
| 3番 吉谷一孝君  | 4番 広地紀彰君  |
| 5番 吉田和子君  | 6番 氏家裕治君  |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君  |
| 9番 及川保君   | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 山本浩平君 |           |
-

○欠席議員（1名）

12番 松田謙吾君

---

○会議録署名議員

6番 氏家裕治君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |   |       |
|----------------|---|-------|
| 町              | 長 | 戸田安彦君 |
| 副町             | 長 | 古俣博之君 |
| 副町             | 長 | 岩城達己君 |
| 教育             | 長 | 安藤尚志君 |
| 総務課            | 長 | 岡村幸男君 |
| 財政課            | 長 | 大黒克巳君 |
| 企画課            | 長 | 高尾利弘君 |
| 地域振興課          | 長 | 高橋裕明君 |
| 経済振興課          | 長 | 森玉樹君  |
| 農林水産課          | 長 | 本間力君  |
| 生活環境課          | 長 | 山本康正君 |
| 町民課            | 長 | 畑田正明君 |
| 税務課            | 長 | 久保雅計君 |
| 上下水道課          | 長 | 工藤智寿君 |
| 建設課            | 長 | 竹田敏雄君 |
| 健康福祉課          | 長 | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課         | 長 | 田尻康子君 |
| 学校教育課          | 長 | 岩本寿彦君 |
| 生涯学習課          | 長 | 武永真君  |
| 消防             | 長 | 中村諭君  |
| 病院事務           | 長 | 野宮淳史君 |
| 監査委員           |   | 菅原道幸君 |
| 総務課危機管理室長      |   | 小関雄司君 |
| 健康福祉課子育て支援室長   |   | 渡邊博子君 |
| 地域振興課アイヌ施策推進室長 |   | 遠藤通昭君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 事務局 | 長 | 南光男君  |
| 主査  |   | 増田宏仁君 |

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎報告第1号 専決処分の報告について（平成28年度白老町  
一般会計補正予算（第5号））

○議長（山本浩平君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報告第1号でございます。報1—1をお開きください。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成28年7月27日専決。白老町長。

平成28年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,852万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提出者からの説明がございました。

この件に関して何かお尋ねしたいことがございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1点だけ関連というか、職員の防災出動に関してお聞きします。

けさ、朝一番に役場のある課に電話したら、職員が非常に電話口で対応がよくて、これが町民サービスにつながるのかなと、そういう思いで、職員も災害出動して大変ご苦労さまだとおもいます。

それで、きょう気持ちよく質問したいと思いますけれども、防災作業に係る作業服についてであります。これまでここでも説明受けていますけれども、それ以外に職員は日ごろから現場でパトロールしたりして、非常に町内をくまなく歩いています。それも含めて、災害が発生したときは大きなものは出動命令で職員出ますよね、だけれども今は多分着用は作業服ではなくて私服で出ていると思います、そういう形で。ということは、これは前回も私ここで質問しているのですけれども、現場等へ行って一生懸命職員が仕事をしているのですけれども、私服ですから、町の職員の存在感ってわからないのです。どこにいるか、私も行きました。開発の職員は開発のいい作業服着て、警察官は警察官で持っている、消防なら消防で持っていますけれども、町の職員は私服で作業して、どこにいるかわからないのです。町民声もかけれないし、ここに町の職員来ているのだろうか、こういう感じあるのです。一生懸命やっているのですよ。そういうことを考えれば、町の職員が現場にいるかどうかわからないということではなくて、町職員の立場からすれば、町民も声をかけたいのですよ、その場で。そうすると、私は作業服を公費で貸与すべきだと思います。今財政厳しいですけれども、全体の中の事務事業見直せば出てくると思うのです。そういう部分で、一気になるかどうかわかりませんが、2回ぐらいに分けてでもいいのですけれども、組織として統一感、やる気を起こす、そういうものが制服に包まれて一体感が出るのかなと思いますので、そういう部分でも職員に作業服をぜひ貸与すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 作業服の関係でございます。まず、災害時の対応について前からそういうお話もいただいております、今災害パトロール等に出る場合についてはベストということで、それを着用することによって町民の皆さんからも職員だということがわかるようなことでの対応は図っているところでございますけれども、今のご質問は防災に携わる段階で私服ということはどうなのかということと、日ごろからの町内巡回等、事業系の職員は特に外回りをする中で、職員という認識がきちっと町民にさせていただけるようなという、こういうご質問だというふうに思います。存在感がないという部分です。これも財政の健全化に向けての取り組みの中で、内部管理経費の見直しという中で、職員が当時事務事業の見直し、全面的な見直しをする中でプロジェクトをつくって一つ一つ見直しをしていく中の項目の中で、作業服についても、これも見直しをしたらどうかという中で取り組みが始まったという状況であります。そういう中で、現在被服貸与規則はございますが、予算措置をしていないという中で、予算計上していない中で今貸与していないというのが実態であります。ご指摘のとおりであります。その辺については、今のご指摘のあったところを踏まえながら、今後の見直しの中では検討していかなければならない項目かなというふうに捉えております。そういう中で、こ

れまで内部管理経費という見直しの中では職員の被服貸与がどうなのかという、そういう議論の中で見直しを進めたことは事実でございます。しかし、今のご質問は町民の皆さんから信頼される町職員という、そういう観点でのご質問でございますので、そういうことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。土砂災害危険区域についてなのですが、今回は4カ所避難所を開設したということですが、続く大雨によってかなり地盤も緩んできているのではないかと感じていますが、状況と今後の対応についてお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 土砂災害の関係でございます。今回の台風10号でも、今回は波のほうの関係が危ないということで避難所5カ所設置して、海岸線の方々には避難していただいた。先般台風7号ですとか、その前の低気圧の関係では土砂災害の警戒情報が出ましたので、それに応じて広報して、避難所のほうに土砂災害危険区域の方々については避難していただいたといった部分でございます。特にことしに入って6月、7月、8月の雨量というのが去年の大体3倍ぐらいの量が降っています。ことしでいえば6、7、8で1,190ミリぐらい降っています。去年が390ミリぐらいなので、もう既に3倍ぐらい降っているので、非常に山間部、また平地についても地盤が緩いのかなと思っていますので、今後、きょうも低気圧、台風13号から崩れた低気圧の雨を非常に気にしていたのですけれども、おかげさまで今回は余りひどくならないような状況だったのです。9月、10月、また台風等が来る状況に当然なると思いますので、そのあたりは我々としては現状では非常に雨が降って地盤が緩いということを念頭に置いて、今後も早目、早目に避難準備、もしくは避難勧告をかけて住民の皆さんの安全を確保すると、また1つ、危険区域については早目のパトロール等をして、そのあたりの危険はできるだけ早目に察知して対応するような形で努めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田でございます。今回のこの件ばかりではなくて、災害対応のときに町のホームページはどなたがアップしていらっしゃるのでしょうか、災害について。私何回かホームページ見させていただいたのですけれども、テレビでテロップで白老町避難所開設何カ所、何カ所と出ているのですけれども、役場のホームページ見ましたら災害は特にありませんというふうになっているのです。ですから、その辺はいつ、誰がアップされているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 済みません、そのあたりはちょっとおくられている部分もでございます。誰がアップしているのかといいますと、総務課に我々危機管理室がいて、それと一緒に総務課の職員が本部のほうの指示に従ってそれぞれテレビにテロップを流す、もしくはホームページをアップするというようなことになっていますので、あくまでも指示としては危機管理室から総務課の職員に対してホームページにアップしてくださいというふうな部分をやっています。ただ、今回、決して言いわけではないのですけれども、通常の作業の中で

どうしても片手落ちしてしまう部分が今回のホームページの部分でおくれたのかと思いますので、今後はそのあたりに気をつけて、早目の情報発信ということに努めていきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） それは、私はテレビに出ると同時に町のホームページもきちっとやっていく体制をつくっていただかないと、役場にみんなで電話かけてしまうと思うのです。そうすると、役場のほうで電話を受け取るために人員が割かれてしまって、きちっと最初から萩野地区の何町何丁目から何町何丁目まで、どここの避難所ですよと書いておいてくださると、みんなそのホームページを見て、ああ、そうなのかと理解するので、それが一番知りたいから電話かけてしまうので、電話かける方とインターネットのホームページ見たりとか、携帯で見たりする方といらっしゃると思うのです。今は電子機器が発達していますので、役場職員が無駄な労力を使わないためにも、ぜひ私はその辺は早急に体制を整えてやっていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） ホームページの関係は、総務のほう、私のほうの担当でございます。情報化の関係です。今小関室長のほうからお話ありました。大変申しわけありません。今小関室長のほうからお話あったとおり、更新がされていなかったという部分については大変申しわけないというふうに思います。今後その辺につきましてはきちっと対応していくように努めたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。消防の災害時アナウンスについてちょっと気になったところありますので、質問したいと思います。

今回の災害というか、台風10号かな、のときに消防車が、そこに小さい川が流れていて、消防が来て避難してくださいというアナウンスしていたのです。住民が出てきて、僕もこういうふうに言っているけれども、避難しなくていいのですかと言ったら、いや、うちは大丈夫ではないかというようなことを言っていたので、消防がアナウンスするのはいいのですけれども、これは要するに任意だということなのか、危険だから避難すれと当然言っていると思うのですが、これが任意なのか、勧告なのか、命令なのか、そのことによって住民も、これからもっと悪くなるのかなという意識で、恐らくそういうことで避難すると思うので、ただアナウンスして回るのではなくて、たくさん住宅があるところになったらそういうことでいいのかもしれないのですけれども、例えば何軒かある、たまたま僕そこで経験したことなのですからけれども、何軒かあるところでそういうふうに言って、例えばその家、家回って、こういう状態だから一時避難したらどうですかというような言い方も考えられるのではないかなと思って、その辺のアナウンスの仕方、もう少し何か考えてもいいのかなと。せっかくそういうアナウンスで危ないから避難してくださいというアナウンスしているのに、どういようなことでアナウンスをされるのかというのをまず聞きたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 聞きづらかった面が住民にとってあったのかなと思いますけれども、

まず役場の災害対策本部では、今回も前回もなのですけれども、役場職員が自主避難を1軒1軒当たっております。その中であくまでも自主避難と。避難勧告に移った時点で、消防自動車のほうで広報していただきたいという災害対策本部の要請に基づきまして、避難勧告というようなことで車で広報して歩いております。文書の広報の中身につきましては、自主避難なのか、避難勧告なのかというのはきちっと広報している内容で統一した文書なのですけれども、聞きづらかった部分が多少あるかなと思っておりますので、そこら辺は改善したいと思います。また、どうしても少ない地区では小さく回らなければならないということは職員のほうには指導しておりますけれども、より徹底した広報の徹底を指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 住民にしてみれば、その地域が緊急性というか、危ないという、そういう危険度が高いところなのかどうかというの、テレビとか見ていけばわかりますけれども、本当にうちは大丈夫なのかという、そういうところはわからないと思うのです。ですから、今回のアナウンスで1軒1軒回ったということもありますが、その本人の意思で避難しないという、それで終わっていいのかどうかというの、その後例えば洪水が起きて被害に遭ったということになると思いますので、その辺のところ勧告、命令になると当然本当に避難してもらおうということになりますけれども、勧告でそこまでのあれが、避難というか、あるのかどうかという、その辺のところも住民、こういう状態だからできるだけというより、避難してくださいという、そういうことも言ってもいいのではないかなという、後でそういう災害に遭って生命にかかわることにならないにするためには、やっぱりまちとしてもそういうような、もうちょっと丁寧という言い方はちょっとあれですけれども、消防がせっかく回っているのですしたら、そういうような住民に伝えるということもできると思いますので、今後人命まで奪われるようなことないように、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 今回もわかりづらいということがあったというご指摘でございます。我々としても何よりも人命を優先して対応するということには、先般の町長のお言葉にありましたけれども、人命を第一に考えて行動したいとしますので、そのあたりの広報等についても、ホームページの部分も今ご指摘ありましたので、わかりやすく、どういうときになったら避難しなければいけないのかということアナウンスも含めてできるだけ町民の方一人一人が理解できるわかりやすいような形で今後アナウンス等も努めていきたいとしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今室長からお話ありましたけれども、この点につきましては消防も危機管理室と連携をしまして実施したいと思います。実際に消防の現場で消防の放送の内容を聞きまして避難していただいた方もいるし、議員のおっしゃるとおり、うちは大丈夫だというようなことで、勧告ですけれども、よろしくお願いいたしますと言っても、いいのだと言う方もおられます。ここでちょっと気になるところは、自分のうちは大丈夫だと、正常性バイアスと呼



ばれています。自分のところは絶対大丈夫だ、自分にはかかわらない、自分には被害が及ばないという、そこを基本的に町民一人一人が町が発信する情報を的確に受けるという側の、これからさまざまな点で出前講座等でそこら辺をやっていかないと、幾ら町が避難指示を出しても本人が逃げないという行動がありますので、ここの正常性バイアスをいかにして町民に理解してもらおうかということも含めまして、危機管理室ともいろいろと研究をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。何回もありました。高波で越波でいろんなごみが上がってきたりとかと、そういったものの片づけの関係です。私たちも、広地議員と一緒にしたのですけれども、ずっと竹浦、虎杖浜のほうを走ったのですけれども、あるおばあちゃんのごみ袋に一生懸命ごみを入れているのです。大変なのですと、ごみ袋何枚あっても足りないのですという話をしていたのです。ですから、私はそういった上がってきたものは町できちっと回収してくれるから、置いておいていいのだよという話をしてきたのですけれども、そういったことが後片づけ、皆さん町内の方みんな出てやっていました。だから、自分も出てやらなければならないと思ったのでしょうけれども、その状況がわからないものですから、ごみ袋を全部出してきて一生懸命詰めていたのです。ですから、同じ片づけるにしても苦勞しなくて済むような、後片づけの状況はこういうふうに町でやりますということを町民に徹底する必要がある、まだまだ越波で来ることがあると思いますし、何にも関係のないところはいいと思うのですが、しょっちゅう上がってきてそういう片づけをしているところはそういった年いった方が、若い方も一緒ですけれども、大変苦勞されておりますので、町ができることはここまではきちっとやりますので、こういうふうにしておいてくださいとかということの連携を1つとるべきだというふうに思います。

それと、もう一つ、すごく私気になったのですけれども、私だけだったらいいのですけれども、朝早目に出ました、夜中はおっかなかったので。ヨコストのマザーズの前を通過して、浜を通過してずっと行こうと思ったら、何か人が立っていたのです。通行どめなのかなと思ったら、行っていいよと言うから、車で入っていったのです。そしたら、すごいごみで、どうしてこんなところ通してくれたのだらうかと思いつつ、ここで動けなくなったら困ると思って、駅のほうから抜けて、それで萩野のほうに向かったのですけれども、あそこは国道なので国の人立っていると思うのですけれども、どういった指示であそこに立っていたのか私わからないのですけれども、一番端のほうだけ車1台通る分あけておいて、行っていいですよと言われたのです。その後行ったら、もう全部通行どめになって、大型も皆通っていないのに、あれっ、ここずっと通していたのだらうかとそのときすごく思ったのです。だから、連携を密にしていかないと、何か事故が起きたときに、橋もそうですけれども、通って橋が崩れて、落ちて亡くなった方が結構たくさんいらっしゃいますよね。だから、危険があるから通行どめにしたと思うのですけれども、その辺の連携をきちっとしていかないと、大変なことが起きなければそれはそれでいいのですけれども、通行どめするのであれば、立っている人もきちっと連携をとって、

何をするのに自分がそこにいるのかということもわかっているとは思いますが、そのときはまだ通ってよかったのかどうかわかりません。6時半ごろだったと思いますけれども、その辺があれっと思って、ここ通行どめだったのだと後から思ったのですけれども、その辺の連携を密にしていかないと、ちょっとした連携の不行き届きが事故につながるのではないかなというふうに感じましたけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 災害ごみの関係ということで、生活環境課のほうでご答弁させていただきます。議員おっしゃるように町民の方で自分たちでごみを拾っていただいているという方がいらっしゃるというのは、こちらのほうとしても承知しております。それで、町内会で例えば人が出ていただいて拾っていただいたごみについては、うちのほうで行って回収するというのもできますし、あとボランティア袋を提供させていただいて、そちらで拾っていただくというところも、町がやらなければいけない部分については、そういったご協力をいただいで対応するということができますので、その辺は例えば町内会通じて、被害の大きかったところについては町内会通じて町内会長等を通じてご連絡するだとかということは考えなければいけない。あと、海岸によっては国がやらなければいけない、それから道がやらなければいけないというところがございますので、そういった部分については国なり道のほうに要請、流木も含めてひどい状況のところがございますので、それについては今要請をしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） ヨコストのマザーズの付近の国道の規制の関係なのですけれども、朝の6時半くらいということで、苫小牧から室蘭に向かっていたということですね。その状況を今建設課のほうではちょっと押さえていないので、その状況につきましては国や苫小牧河川事務所のほうに確認して、こういったような状況、きちっとした規制がかかっていなかったという部分で確認しながら、あわせてこういうことが同じようなことがないように依頼をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもちまして報告第1号は報告済みといたします。

---

◎報告第2号 専決処分の報告について（平成28年度白老町  
一般会計補正予算（第6号））

○議長（山本浩平君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報告第2号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別

紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成28年8月22日専決。白老町長。

平成28年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7,564万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議案第1号でございます。平成28年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,624万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,189万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。17ページの今回のプレミアムつき商品券の発行事業について伺いたいと思うのですが、特に私は子育て世代のプレミアムつき商品券の事業について質問させていただきたいと思います。これは、中学生以下の児童生徒世帯を対象に、額面5,500円分の商品券を3,000円で販売するという説明を受けました。発行枚数は昨年よりも少なく、半分で1,600冊となっておりますけれども、この事業、昨年は倍ですけれども、この事業を行っております。昨年は国の交付税で消費喚起・生活支援型交付金を使ってやっております。ことしは一般財源を使っております。それで、何点か質問したいと思います。

昨年も実施しておりますが、発行枚数が半分ということを除いては同等であると思いますけれども、昨年の販売状況と効果、それから町民より何か希望はなかったのか、そして大体対象人数は1,540名なのですが、ほとんどの子供たちの親は購入することができるのかどうなのか、その点の検証はされたかどうか伺いたいと思います。

19ページの予防接種事業経費について伺います。子供の安心な成長と子育てを応援する施策と私は考えておりますけれども、B型肝炎ワクチンの定期接種が10月1日から始まるということになっております。これは、定期接種の委託料として提案されているものだと思いますけれども、対象と人数の予定はどのようになっているのか伺いたいと思います。それから、何歳までが対象で、たしかゼロ歳だと思うのですが、3回接種するというふうにあったと思うのですが、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 予防接種事業の件でB型肝炎でございますが、議員おっしゃられたとおり、ことしの10月からB型肝炎の予防接種が定期予防接種に変わります。対象年齢は、1歳までということです。そこまで3回を接種する予定としております。それで、人数ですが、ことしの4月から生まれた人が対象になりますので、4月から9月まで生まれた方が大体3回受けれる形になります。それ以降に生まれた方は2回もしくは1回ということで、想定しておりますのは3回受けの方を27名、2回受けの方を17名、1回受けの方を9名というふうに想定して今回この額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 子育て世代プレミアムつき商品券のご質問でございます。この事業は、昨年も国の交付金を活用しながら実施した事業でございます。昨年の実施状況でございますが、第1弾、第2弾と行いました。第1弾は9月16日から申し込みを受け付けまして、希望者数が524名の方でございました。この時点でまだセット数、販売数に残りがありましたので、また第2弾ということで12月9日から行いまして、361名の方の申し込みが

ございまして完売となりました。こちらにつきましては、周知方法として、今回と同じなので、各学校に世帯ごとにチラシを配布していただいたりとか、保育園、幼稚園も通しました。また、未就園児につきましては、直接郵送という形をとってございますので、ご希望の方については購入されているかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 効果をどのように捉えているかというのがありましたら、効果。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 済みません、失礼いたしました。

効果につきましては、皆様ご希望の商品も購入されたということで、経済的負担の軽減にもつながったと思いますし、町内での消費ということですので、商店街の活性化にもつながったかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。19ページのほうを先に答弁いただきましたので、お伺いしたいと思います。

これは10月1日から始まるということで、1歳までということはゼロ歳のうちに済ませるとのことだと思うのですが、今対象が3回の方が27名、2回の方が17名、それから1回の方が9名ということになっております。ということは、2回、1回ということはもう任意で受けているということではないかというふうに感じるのですが、これは先ほど課長がおっしゃったように28年の4月1日以降に生まれた方が対象となるというふうになっております。ということは、その前に、さかのぼって4月1日からやりますけれども、10月1日から始めるという施策ですよね、そうすると27年の10月から28年の3月までに生まれた方というのは任意でやっている方がいるということですよ、そういうことですよ。意識があるというか、必要と感じてやっているお母さんはやっぴりやるといことです。そういう方々は、今回は定期接種になりましたので無償ですけれども、1回につき五、六千円かかっていると思うのです。何かあったら困るとか、やっぱり予防をきちっとしておこうということで先んじてやったお母さん方に対しては、それを償還していくとか、そういった考えはないかどうか、その点伺いたいと思います。

それと、もう一点、プレミアムつき商品券、大変喜ばれたということで、昨年は3,200組販売されていますけれども、985名の方が買われたということは1人2組にしても3,200にはなりませんので、ですから今回は1人1枚ということが大体限定されていますけれども、このときは2枚も3枚も買った方がいらっしやると思うのですが、去年は消費税の値上げによる交付税により子供1人3,000円の交付をいたしましたよね、昨年。それと同時期にこのプレミアムつき商品券が出されましたので、3,000円出たもので5,500円のプレミアムつき商品券が買えるという制度になっていました、そのときは、ですから、子育て中で低所得者の人でもある程度買える分のお金は入ってきていたということなのです。だから、3,000円で5,500円の商品券が買えて、3人いれば9,000円で1万6,500円のものを買えたということなのですが、この制度ことしはありません。この3,000円の支給はありません。ですから、新たに自分の毎月の生活費からお金を

出して買うということになります。そう考えたときに、今回は一般財源から出します。消費喚起と、それからまちの活性化のために使うということだと思っておりますが、私は買えない方がいたらそれはどうなるのかということだと思っております。買える方は3,000円出せば5,500円の買い物ができますけれども、毎月の生活が大変だ、電気料きょう払わなかったらあしたとめられるのです、ガスとめられるのですという相談が結構あるのです。そういった生活をしている人たちをすくい上げていくようなものにもなっていかなければ、私は一般財源を使う意味がないと思って考えています。そういった意味では、どのように支援をしていくのか、すき間にいる方々、買えないような生活をしている方々、きのうから貧困格差で低所得者のお話が出ています。北海道で下から10番目だという話も出ています。そういったことを含めると、こういった制度があるということは私は買える方にとってとってもうれしい事業だというふうに思っていますけれども、そういう毎月の生活に大変な思いをされている方が買えるのかどうなのかということを考えて一般財源を使われるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 既にB型肝炎の予防接種をされた方の取り扱いかと思っておりますけれども、一応考えとしましては、例えば既に1回受けている方におきましては、1回既に受けたということで、残り2回を接種できるような形になります。ただ、あくまでも基準日ございますので、どこかで切るしかないものですから、4月1日以前の既にされた方に償還という考えは今は持ち合わせておりません。

○議長（山本浩平君） 次に、渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 今回5,500円の商品券ですけれども、3,000円での購入ということで、3,000円が支払えないという方もいらっしゃるのではないかとというようなご質問だと思いますけれども、5,500円分を3,000円で購入できるということで、通常のプレミアム商品券よりもプレミアム率も高くしてございます。それとまた、今回につきましては一般財源ということで予算の範囲内での実施ということでございます。ですので、そこら辺のところは、確かに購入するのも難しい方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、プレミアム率も高くしているというところでご理解いただきたいなというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 吉田です。予防接種のほうを伺います。今課長は、期限を決めなければならぬから、1回受けた方は2回は無料になりますと、それで了解していただくということなのですが、地方によってはその前に受けた方にきちっと償還するという制度をとっているのです。期限がないと言うけれども、期限あるのです。10月から3月まで生まれた6カ月早く生まれただけで外れるということは、その子供たちだけなのです。白老町で何人いますか。17の9だから26人ですよ。この方たちの受けた方に対して、こういう制度ができ上がったのがたまたま10月1日だから、4月1日までさかのぼっているけれども、それ以前に受けた方はそれはそれで期限外ですからというふうにするのがまちの政策なのか。私は、少子化対策っていつもやっていますけれども、何かずれていっているというか、本当に子育てしている親たちがど

ういう思いで生活をしているのかということを実態をきちっと把握しているような気がしないのですよ、いつも。訴えることは訴えるし、でもこれ以上やっても子供はふえませんか、そういうふうな話になってしまうのですけれども、こういったところの細かい心遣いというか、早く受けたお母さんに対してはこういうことも白老はやってくれるのだということが町の少子化対策の一つだというふうに私は思っています。財政厳しくてもそういうことができるまにすれば、子供を安心して産めるということになっていくのではないですか。私見ていて、国がこうだからこうします。時期違いますからと、全部そういうことで片づけていくのであれば、何の政策も必要ないわけです。国の言ったとおりにやって、子供が減れば減ったでいいということになります。小さなことなのですから、私はこれを読んだときにいろんな地方のを読ませていただきました。そういうときにすぐそういうことを考えるような、そういう福祉課であってほしい、少子化対策をやっていただきたいというふうに思うのですが、その点伺いたいと思います。

プレミアムつき商品券なのですが、やっぱりちょっと納得できません。プレミアム率を上げて2,500円、3,000円で5,500円のものが買える。それはそうですよ、一般財源使ってそういうふうにしたのですから。買える人にとってはとってもありがたいことですよ、倍ぐらいのお金が使えということですから。でも、買えないで、これは私に関係ないことだと思って諦めなさいということなのでしょうね、買えない人には。子供がいて、子育ての応援として町でやりますよと言っているものなのだけれども、3,000円のお金が出せなかったらしようがないでしょうと、買わないで頑張って我慢してくださいと、そういうふうに説明をしていくということになりますよね、買えない親御さんにとっては。母子家庭で場張っている、ひとり親家庭で頑張っているお母さん、児童扶養手当が少し上がりました。上がりましたけれども、本当に大変な思いしてやりくりしてやっています。そういった中で3,000円で5,500円のもの買えるといったら、すごい魅力ですよ、お母さんにとっては。運動靴に穴あいても履かせている子もいる。買えるのですよ、3,000円で5,500円になれば。だけれども、その3,000円のお金が出せないお母さんがいるのだ、家庭があるのだということ、そのことを政策を考えるときに、私は何か違った方法がないのか、違うお金を使える方法がないのか、その辺を考えてもらいたい。一般財源を使うということは、皆さんに平等に、お金を出せる人、出せない人にはではどうするのかということも両面で考えていただきたい、このように思うのですが。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） B型肝炎の件でございます。議員おっしゃられるとおおり、子育て支援の一つとしてはどうかというところ、重々わかるところあるのですけれども、一つの考えとしましては、B型肝炎、今までは任意接種ということで、それが定期接種になったと、それで国で決まったから町はそのままやるのかというお話のお叱りの部分もあるかと思えます。どこで基準を持つかというところになるかと思えます。議員おっしゃられるとおおり、昨年10月から半年間の人たちですか、のところをどう見るか。では、それ以前にされていた方のところをどうするかというところでの考えかと思えますので、現状としましては、その半年間を見るかどうかというところでの考えたときに、ことしの4月1日以降、ゼロ歳から1歳とい

う中での基準ということで、現況としましてはそこは見ないといえますか、そういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今のB型肝炎の予防接種並びに子育てのプレミアム商品券の件につきまして私のほうからご答弁を申し上げたいと思っておりますけれども、今議員のほうからのご指摘いただいた部分については謙虚にしっかりと受けとめていかなければならないことだと思っております。ただ、プレミアムについては、まずは生活の中で3,000円の重さ、そのことについてどういうふうに見えない方々に対して手当てをしていくか、それが今後の子育て支援にどうつながっていくかというふうなところは十分、十分頭に置きながらの政策にしていかなければならないというふうなことはこちらのほうも押さえながらいつているつもりなのです。ただ、その中で5,500円の部分について3,000円というふうな日常の中でのプレミアム率を上げて、何とか子育てをしている人たちにその部分を還元していけたらいいのではないかとというふうな、そういう気持ちのもとにこれだけのプレミアム率をつけながら今回は一般財源の中から出させてもらっております。今後その見えない人たちに対しての手だても十分含めて考えていかなければならないということは重々、最初に申し上げたとおり考えていかなければならないことだと捉えております。

また、B型肝炎の押さえのことにつきまして、半年のその時期の問題につきましては、どういうふうにしてその部分を捉えるのか、一般財源のところから例えば1回やった方、2回やった方に対しての補助を同じく出していくべきなのか、そのところは私自身は簡単に出しますよとか、そういうふうなところはなかなかない部分も1つあるのではないかなというふうに思っております。国の政策をうのみにしてただやっているというわけではなくて、私たちが子育て支援をどういうふうにしなればならないというふうなことは十分押さえしておりますけれども、財政の出動の中でその部分を改めて26人分のお金が、わずかといえばわずかな金になるのかもしれないけれども、なかなか難しい部分を含めまして検討した結果でございますので、今ご指摘があった部分についてはそこまで考えて施策づくりをしていかなければならない重要性のところは認識を強くしたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。21ページ、商工費のまずプレミアムつき、私のほうは21ページの商工費のほうとして質問します。プレミアムつき商品券の発行事業について。まず、今回全額一般財源での手当てというようなことで財政措置されているのですけれども、これにかかわって何らかの例えば政策的な決断があったのか、もしくは当初からやろう思っていたのだけれども、余剰金見ながらやったのかとか、今回の上程に至った経緯。そして、効果の検証のほうは同僚議員も今質問したので、一定わかりました。ただ、こちらのプレミアムつきの商品券の販売の状況のほう、あと利用先や、今回昨年度同様の内容というふうに見受けられるのですが、この内容、今回一般財源ですよね、ですから例えばプレミアム率をどういうふうにするかとか、そういった部分の内容の精査、議論あったのかどうかについて。あと、議会との議論というか、議案の取り扱いです。このあたり同僚議員から議案の説明会のときにもあ



りましたが、この議案の扱いとして、例えばですけれども、事前に協議会を開催する等して議会との協議の場を設けようとしていたのかどうか、そもそも設ける意思はなかったのかどうかについて、その扱いについて伺います。

あと、もう一点、同じページです。土木費の中の河川総務費の河川施設維持補修経費ということで、幌内川のしゅんせつにかかわっての予算上程ありました。内容については理解できています。ただ、実態のほうは当然担当課としては押さえられていると思うのですけれども、今回の台風被害の中でも海との、土手の削られ方が相当、見るたびにひどくなっているような感じで、対応はきちんと土砂埋めたりしてその都度補修をしているのは理解できています。ただ、今後については今のやりとりの中では非常に厳しいのではないかというふうに、あそこが閉塞してしまうと浜竹浦地区の浸水また起きてしまうので、そういった部分どのように実態として押さえられているのかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） それでは、私のほうからはこれまでのプレミアムつき商品券の取り組み状況とその利用先、今回の検討した率ですとかの内容につきましてご答弁いたします。

まず、この商品券の事業につきましては、第1回目が平成20年度に実施されてございます。それから毎年実施してございまして、25年度だけ実施してございません。今回で8回目の商品券の取り組みでございます。利用先につきましては、昨年度の実績で申し上げますと、業種別に言いますと建設業、日用雑貨、食料品、家電、燃料、自動車整備業、家具、ホームセンター、飲食業、衣料品、ホテル、旅館業、理美容業などの業種で商品券が使われている状況でございます。今年度の商品券事業の実施内容でございますけれども、結論から申しますと、昨年までと、実は今までプレミアム率は第1回目からずっと10%という形で取り組んでございまして、変更点についてはございません。

以上です。

○議長（山本浩平君） 議会との協議というのかな、この質問もありました。事前審査とか、そういうあれもありますけれども、そういった考え方がなかったかと。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これに限ってという件ではなくて、重要案件についてというふうなことで議会とのかかわりも含めてちょっとご答弁をさせていただきたいと思います。

確かにこれまでも何度も何度も言われている議会とそれから行政との関係、両輪で進まなければならないと、そのことは重々押さえておるつもりでございます。ただ、どこでどういうようにその案件に対して議会と事前にといいですか、やりとりをするべきなのか、その辺のところはなかなか難しい部分ではないのかなというふうに思っております。これまでも、聞きますと事前に重要案件につきまして議会とのやりとりはどのようなふうにするべきか、それぞれ行政と議会と話し合ったこともあるというふうなことでは聞いてはおります。ただ、その点についてもなかなかこれはというふうないい方法がなくて、このままの状態が続いているというふうなことかと思っております。いずれにしろ、どのようなふうなやり方が一番いいのかというふう

なところは考えなければならぬけれども、こちらとしては議会を軽視的な部分で、何でも事前にこれはどうですかというふうな案件を持ち出すということはやはり議会軽視につながっていく部分もありますので、どういうときに、どういう案件のときにどういう形で議会のほうと協議といいますか、懇談といいますか、その辺のところのやり方については今後検討しなければならないとは思いますが、つくられたものについてはこちらから議案説明を申し上げ、本会議の中で議論していくのをまずは一つのきちとしたルールとして基本として持ちたいなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 幌内川と海の距離が短いということで、多分竹浦の鈴木運輸の車とか置いているヤードの部分だと思えますけれども、8月30日の台風10号のときに、かなり波が高いということで事前に土手を築いて、何とか防げないかということで対策は打ちました。そういうような状況で対策は打つのですけれども、抜本的な対策ということにはなかなかないということで、その部分につきまして前回の8月30日だけでなく、前からそういうことが起きる危険性もありましたので、この部分については登別の出張所のほうにこの部分の改善を何回かお話をさせていただいている状況です。ただ、まだ北海道のほうから対策についてこうしますという回答はいただけていませんけれども、引き続きこちらのほうとしてもお願いはしていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 1点答弁漏れがございました。

今回の補正予算上程に至った経緯でございます。まず当初予算では計上できなかったのですが、それ以降6月ころには新聞等で国の秋の補正予算でこの商品券事業が実施されるというような新聞記事掲載などございまして、担当としましてはもしかすると国の経済対策の一環で今年度も商品券事業取り組めるかなというふうなことを期待しておったところなのですが、先月の25日に閣議決定されました国の経済対策の補正予算では商品券事業については実施されないということになりました。そういった中で、商工会さんのほうからは昨年度についてもプレミアムつき商品券事業要望のほうあったこともございます。同時に、今回補正予算の計上の前に強く要請受けました。そういったことを背景に今回補正予算を計画させていただいたのが今回の経緯でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、河川施設維持補修経費については理解できました。町として措置をとっているということは従前からわかっていまして、大変ご苦労されているということもわかっております。ただ、土砂だとどうしても波に、川の流れというより波でやられてしまうので、やっぱりある程度きちんとした骨がないとどうしても厳しいのではないかとということで、その部分実態きちんと捉えていらっしゃると思いますので、そのあたり出張所と協議を重ねているというふうに伺いました。具体的な対策をとっていただくような形を町として力強く働きかけていただきたいと思います。

それで、議会のルールの中で本会議の場所で審議をすると、審議は私はそれで結構だと思っ

ています。ただ、議会のルー尔的な話でいけば、委員会、協議会も全員協議会もあります。これは事前審査に当たりません。内容をきちんとまず理解をして、きちんとした責任を持って賛否をしないと、私はそういう立場で話をしています。ですので、例えばですけども、私が今質問しました利用先について、これだけ幅広くの業種にまたがってこれが回っているのだと、年末年始の本当に物入りな時期に町民に少しでも温かなまなごしを向けたいのだと、こういうこともきちんと説明して堂々と上程してしかるべきだと思います。ですから、この内容の効果の検証、販売の状況、だからどうしても必要とされている事業なのだといった部分を、まして今回全額一般財源です。一般財源であれば、私は補助金であればある程度わかります。例えば神経のタイミングもあります。ですので、それが予算がつくまでなかなか協議もしづらいと、そういったような事業もたくさん過去にもありました。ですから、それであれば私はああ、なるほどと、そういった経緯については理解できるのですけれども、今回のように全額一般財源であれば、町としてきちんと対応、事前に恐らく政策決定、議論あったと思います。きちんと庁舎内で重ねて上程に至っていると思いますので、こういった部分。

なぜかという、同僚議員からも議案の説明会のときに若干声があったのは承知していると思います。あの後議員同士で少し議論したのですけれども、その内容が悪いからとか、そういうことではないのです。もっとやるべきだというふうに同僚議員は語っていました。私もそう思います。例えばですけども、子育てプレミアム、17ページになりますけれども、子育てタウンしらおいという構想を打ち出して、子育て世代に対して温かい政策というのを打ち出してきていますよね。であれば、例えば2,500円ではなくて、プレミアム率頑張って、財政厳しいのはわかっていますけれども、3,000円にして、そしたら倍額、3,000円で6,000円分の買い物ができるのだよと、今までにない大胆な政策打ったのだと、子育て世代に対して今回は絶対に配慮するのだと、例えばそういったこともあっていいのではないかだとか、あと1店当たりの枚数、これもっと広げるために1店当たりの使用枚数をどういうふうにしたらいいのか、やっぱり僕ら議論したかった。あとは、新商品開発をしたところに対してのプレミアムをつけるだとか、それで一過性に終わらない。今後も、ああ、こんなにおいしいパンができたのだと、だったらここに買いに来ようということにうまく結びつけるためのプレミアム商品券にしようだとか、さまざまなことが考えられると思います。ですから、今回同様の経緯だということ、同様の内容だということは私もわかっていました。ただ、そういった部分踏まえて、これが一過性に終わらない仕組み、もしくは大胆な政策、政策決断を町民に示していくと、そういった部分の効果も加味しながら、もっと前向きな形で議論をしていく中できちんとした合意形成をした上程をしていきたい。その姿勢がとても、私はこれ賛成するつもりで話しています。ですから、だからこそそういったような議論を踏まえた上での上程であるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のほうからありましたように、政策決定において内部的にはこの間一般質問にもありましたような形の中で私どもも政策決定をしていっているつもりです。そういう中で、議会とのかかわりがその政策決定の過程の中でどういうふうになればならないのか、それは先ほど言ったような、ちょっと紙一重のところも出し方においては考えな

ければならない議会との関係もありますから、それは重々押さえていかなければならないとは思っています。ただ、基本的なところは、議会と行政と常に両輪でいくためにはやはりいろんな場を通しながら十分な議論もしていかなければならないというところは重々押さえております。ですから、今議員のほうからご指摘いただいたような形の中で今後考えられる部分についてはお互いに、行政としての考え方もありますから、その部分も酌んでもらいながら、お互いに一番いい政策決定をしていかなければまちづくりにならないと思いますので、そのところは今後、今回の議案説明会のおきに出された声、それから今議員のほうからご指摘いただいたことについては十分酌み取りながら今後の政策づくりを考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、3点ほど質問します。

まず、21ページのプレミアム商品券、議論大分されました。一般財源ですので、町としての自前の政策をどう打ち出すかということがやっぱり大事だと思います。そういうことで、ただ継続すればいいというものでは私はないと思います。その都度発行に当たって、これまでの問題、課題を整理して、町民のためにこの事業がどう進化していかなければいけないかということをやっぱり議論しなければいけないと思いますけれども、今までそれぞれ議員からも議論ありましたけれども、ここに尽きるのかなと思います。そこが見えないからこういう問題になると思いますけれども、そこで具体的に伺いますけれども、まずこれまで7回ですよ、今回入れて8回と言われましたから、のプレミアムつき商品券発行されていますけれども、発行回数はいいですよね、7回だから。発行額、そしてプレミアム額、それとこれまで国の交付金入っていますけれども、その中で一般財源がどれだけ出ているのか、総体の事業費がこれまでどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

次に、ふるさと納税です。25ページ、ふるさと納税については同僚議員が先般一般質問していますので、その部分については理解して質問させていただきます。それで、27年度、私前回は補正予算で質問していますけれども、そのときも数字出したのだけれども、よく理解されないということでもう一回確認しますけれども、27年度の単純でいいですから、一般、指定を合わせた総納税額、歳入額から納税にかかわる特産品の総経費ありますよね、この前1,300万円だかの納税のシステムはもうやっていますから、そういうものをオンして総体の経費を差し引いた真水分というか、実質的な納税額は幾らですかということをお聞きしたいのです。その後はまた2答目で議論しますけれども、これをちゃんと整理しておかないと、ただふるさと納税を政策に充てるといっても逆転する場合がありますよね、26年度は多分逆転しているのですよ。だから、そういうことをちゃんと整理して、共通認識をして議論しないとちょっと困ると思う

ので、その辺をまず確認します。

次に、歳入のほうに入りますけれども、全般でいいですね。

○議長（山本浩平君） いいですよ。

○13番（前田博之君） 歳入についてやります。まず、6ページの交付税と9ページの繰入金、これにあわせて今後の財政運営についてちょっと伺います。先日同僚議員が財政状況について一般質問しています。この中で財政規律の緩みを指摘していました。私もそのとおりだと思います。そこで、その質問、答弁内容を承知した上でお聞きしますが、平成27年度の決算繰越金、これは今回来週から決算審査特別委員会ありますけれども、いろいろ資料を見てきました。整理してみました。そうすると、数字違ったら訂正してほしいけれども、27年の決算繰越金1億5,027万3,000円あったのです。そのうち多分2,500万円を積み立てしていますから、1億2,527万3,000円が財源留保としてあったのだけれども、財政課長のるるの説明でいくと、今回の9月補正で使い果たしたと。それでも足りなくて、補正財源不足2,015万8,000円を普通交付税の留保から充当しています。そこからなのです。そうすると、今言ったようにこれを補正予算調べてきたら、平成27年度の予算執行調べたのです。そうすると、27年度の繰り越し留保財源1億6,059万7,000円あったのです。これを12月まで使っていないのですよ、財源留保しているのですよ。しかし、ことし平成28年、既に1億2,527万3,000円、さっきも言いましたけれども、普通交付税2,015万8,000円、合計1億4,543万1,000円充当しているのです。27年度は1億六千何がしは12月まであったのです。そうすると、このように財源充当して歳出規模がすごく膨らんでいるのです。今回見ても旅費だって100万円以上超えています。もっと精査すればあると思いますけれども、そういう細かいことあるありますけれども、そうすると災害復旧費は別として、6月、9月の補正予算の内容を見ても私は財政規律の緩みを感じているのです。そういうことで、財政にすると財政課長ばかりいつも質問するけれども、理事者がちゃんと認識しないと予算査定にも影響するのです。そういうことで、私が今言った財政の規律をこの時点で緩みを感じませんか、財政担当の副町長にお聞きします。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 1点目の商品券に係るこれまでの7回までの金額とプレミアム率、あと財源の内訳についてでございます。まず、平成20年度から27年度までの7回の商品券としての発行総額につきましては8億300万円です。そこから町として支出している合計額につきましては7,898万3,000円となっております。その内訳につきましては、町の一般財源としまして2,058万5,000円、国等の補助金、交付金につきましては5,839万8,000円の内訳となっております。

そして、今回の今までの課題整理の部分についてでございますけれども、過去7回実施してございます。数値的に当然年代ですとか、あとどういった業種でどれぐらいの割合が使用されているのか、そういった部分統計とってございます。それを見ますと、毎回そうなのですけれども、年代別に見ますとまず60代の方が非常に多く使われてございます。逆に、それこそ子育て世代と言われる方たちですけれども、20代、30代の若い世代の購入が若干低いような状況になってございます。商品券自身は毎回完売してございます。ただ、これから若い世代が町内で

より買い物していただけるような仕組みですとか、仕掛けですとか、そういったことは必要にはなってくるのかなというふうに思っております。

それと、業種別の利用実績なのですけれども、利用が多いのは特に住宅リフォームと併用して実施しているときにつきましては建設業が一番多く利用されてございます。それ以外には、次いで日用雑貨、食料品、それと家電ですとか燃料ですとか、そういった部分で多い割合で利用されております。先ほど全ての業種ご説明させていただきましたけれども、利用頻度低いところも、より利用して流れるような、そういった仕掛けですとか、仕組みですとか、そういった部分についても商工会と一緒に考えて取り組んでいかなければならないのかなというふうには考えております。ただ、もう一つ、逆に成果の部分なのですけれども、ふだん行く機会が少ない店舗を利用したですとか、町内での買い物がふえたといった声も聞いてございます。もう一つ、最大の効果としましては、実際利用期間3カ月なら3カ月の間にこの金額が町内で出回ると、動くという即効的な経済効果というのは総体的にあるのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、まずふるさと納税に関するご質問でございますけれども、平成27年度におけるふるさと納税全体の額というのは1億2,992万1,000円でございます。そのうち特産品PR事業等のいわゆる必要経費、これにつきましては6,681万5,000円、経費率は51.4%というふうになってございます。それを差し引きますと、実際使える寄付分としては6,310万6,000円になります。そのうち、今回1億2,992万1,000円のうち指定寄付として寄付があった分については4,702万4,000円で、これまでの運用上全てこの指定寄付分については基金に繰り越すという形で運用してきましたので、実際に普通寄付分として一般財源として残るものにつきましては1,608万2,000円ということで、この分が実際自由に使えて、積み立てから残った分これは自由に使えるということになります。しかしながら、26年度もちょっと参考までに申しますと、全体の寄付は3,221万2,000円でございます。うちPR事業等の経費が1,493万5,000円、年度途中からクレジット等を運用してございますので、経費率につきましては46.4%でございまして、差し引き1,727万7,000円でございます。しかし、指定寄付分につきましては1,786万8,000円、これを全て積み立てておりますので、逆に59万1,000円が他の一般財源から持って充当しているという、26年度はそういう状況でございました。その辺を踏まえて、今回28年度の先般の7月の補正予算についても、議員のほうからご指摘ありましたとおり、その辺の運用についてはやはり見直すということ考えているところでございます。

それと、もう一点の歳入の関係につきまして財政担当としてお答えさせていただきますが、先般の一般質問にもお答えはしてございますが、今回の補正の中で大きな支出としては7月に補正させていただきましたふるさと納税のPR事業の経費等、これが全部合わせますと4,909万8,000円、約5,000万円がふるさと納税の返礼品等の事業として計上して、これがこれまでの運用上一般財源を充てるというだったものですから、この部分が大きく繰越金を充てざるを得なかったところがあるところが昨年と違うところかなとは思っております。しかし、この部分について

は、運用がえで最終的に10月からは見直そうという考えでありますけれども、この部分最終的には一般財源に振りかえられる部分ということで考えておりますので、特段この辺は振りかえられるかなというふうに思っております。また、これまでの補正予算、6月、それから9月の今回の補正につきましてもいろいろ要望をきちっと精査した中で、必要な時期に最低限の必要な経費を今回計上させていただいているということで考えておまして、特段緩んでいるという考えは私担当としては思っておりません。また、今後の補正についてもきちっと歳入見込みを随時把握しながら、安定した財政運営を行っていきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 財政出動のあり方について、具体的な部分については今課長のほうから答弁させていただきました。議員から指摘された財政規律の緩みの問題については、しっかりと肝に銘じて今後進めたいと思っております。今も台風等含めて想定外の部分がありますから、今後もそういうことがないとは限らないので、その辺のところも押さえながら進めたいというふうに考えております。ただ、理事者としてというか、行政、役場全体としてしっかりと、財政出動のあり方についてはこれまでも何度も言われている身の丈に合った行財政運営をしていかなければならないということは、これが大鉄則だというふうなことは十分押さえおしております。そのために、これまでもしっかりとした政策過程の中での、この間一般質問でもありましたけれども、しっかりとプロセスを押さえっていく経営会議含めてやってきているつもりでございます。そのことを含めまして、今後まちにとりまして、また町民の皆様方にとりまして何が今、そして今後必要なのか、その辺は重々将来的なことも含めて押さえながら、しっかりとした財政出動のあり方について検討を図りながら進めてまいりたいというふうに強く思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） プレミアム商品券についてであります。8億300万円、これだけまちにお金が落ちているということはかなり経済の活性化、こういう時期につながっているのかなと思います。それはそれで一つの経済の振興のためによかったなと思います。

ただ、今担当課長の答弁も踏まえて、変な意味ではなくて、町民側に立った意味で質問しますけれども、では誰にメリットがあるのだろうと、こう考えているのです。それで、この事業には多くの方が携わっていますので、町民の方々の多くの声を反映していくということが若干言いにくい部分もあるのです。そこで、私はあえて町民の声を、言いにくいことを言わせていただきます。何だと後で別なところで言われるかもわかりませんが、商品券の大半は購入者が固定化されている。そして、利用者も今課長から答弁あったと思います。しかし、大半は毎日の食料品の買い物に利用されているのです。それは、生活困窮者も含めて生活防衛と節約志向なのです。そして、厳しい生活困窮者は事前に券を買えないのですよ、その日、その日の生活ですから。それを含めて、そういう中であって、これからです。町民の多くの方々から、なぜ生協がだめなのだという声が多いのですよ、この7回までも。固有名詞は出ませんでしたけれども、私言ったようにいろいろな利害が町内の関係がありますから、言えなかったと思うのだけれども、私あえて言わせてもらおうのです。それで、行政にも声が寄せられたと思うので

す。これが町民の側から見れば、なぜ生協がだめなのか、生協も法人町民税納税しているのです。それと、ご存じのように町民の方々も多く働いて、雇用を生んでいるのです。そういうことを考えると、なぜ生協だめなのだろう。特にさっき言ったように60代以上の方。若い人行かないというのは、生協使えないから行かないのです。用事ないので、極端に言うと周りの人は。まず、1点目はそういうことです。

それと、ふるさと納税については、27年度よくわかりました。それで、今年度4,900万円ほどの代替にしているから財政厳しいと言っているけれども、本来からいくと、余り数字言いたくないのだけれども、28年度見てきたら当初予算で寄付金5,000万円計上しているのです。今回積立金が1,400万7,000円計上していますよね。この時点では6,400万円のふるさと納税ありますと、こうなっています。そうすると、6,400万円、経費を予算で見たら、合わせると3,800万円強あるのです。それ引くと約2,600万円が納税になるのだけれども、現時点の真水分の2,600万円から今回の補正の積み立て分1,400万円引いたら、約1,200万円ほどが宙に浮いているのです。これどういうふうな使い方があって、どういう処理されているのかということなのです。これがちゃんと見えないと、その年度のふるさと納税をどう使うかということわからないのです。だから、これを3答目でまた聞きますけれども、まずこの辺のどういう整理の仕方なのかということなのです。

それと、財政運用の問題です。財政規律の緩み云々は見解の相違とありますけれども、今担当課長は緩んでいないと、こうありました。それが見解でしょう。そしたら、1つだけ、そう答弁あるだろうなどと思って調べてきたのですけれども、そうすると27年度は早期健全化を図るため節減して財源を捻出しているのです。そして、健全化対策として各種基金にも積み立てているのです。多分もう積み立てたこと忘れていたかもわからぬけれども、では27年度で財調以外の基金に幾ら積み立てていますか、先ほど言った額以外にですよ、留保財源以外に、年度間の運用する財源以外に節減を積んでいるのですよ。このほかに墓園造成会計にも支援していますよね。これ合わせたら幾らになると思いますか。

もう一つ、交付税の留保財源が4,696万7,000円ですよ、今答弁ありました。今後、台風10号の被害の専決処分していませんよね、1件、多分2,000万円から3,000万円かかるでしょう。これを引いてもわかりますよね、2,000万円引いたって2,600万円ぐらいしか残らない。この後に今のこの天候であれば、除雪の予期しない部分も出るかもわかりません。そういうふうにする、財源確保が懸念されるのですよ、これからの部分。多分そう言うと、財政課長は今年度の財源留保で町税7,000万円あるよと、こう言います。同僚議員にも答弁していました。特別交付税も話していました。しかし、今見てください、特別交付税、全国、全道で激甚災害ですよ。多分交付税、特交そっち行きますよ、減ると思います。特交は、そういう不安材料なのです。そうすると、財政運営に緊張感持っていかなければならないのです。この時点で財政課長が緩みありません。財政課長、あなた24年度のときに財政課長やっていたでしょう。僕の議論あるけれども、教訓にしなければいけないのですよ、そういうことを。そういうことで今年度の12月、3月の補正財源確保できますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。



○**経済振興課長（森 玉樹君）** まず、1点目のメリットは誰にあるのか、生協はどうして使えないのかといった部分でございます。私は、この事業は誰のために、何のためにやるのかというふうに考えますと、それは町民ですとか町内の法人ですとか、そういった方たちのためにこの事業をやらなければいけないというふうに考えております。そこを考えたときには、その経済的な効果がより裾野が広く行き渡るようにならないといけないのではないかなというふうにも考えております。仮にどこかの店舗に商品券が集中して使われるようなことがありますと、それはこの事業の目的が薄れるのではないかなというふうに考えております。ただ、当然生協さんも町内の事業者さんでございます。先ほどお話ありました雇用ですとか税ですとか、あと災害時の応援協定なんかも結ばせていただいて、貢献いただいているところでございます。そういった形で、当然町としても協力いただけるところは協力いただくような関係を維持していかなければならないと考えています。

あと、もう一つ、利用者の側も広く行き渡るようにということで、今回もお一人最大20セット、10万円相当というような上限を設定して販売をしようとも考えています。ですから、その効果がどちらにも広く行き渡るようにというふうに考えますと今のような現状にならざるを得ないのかなというふうには担当としては考えております。

〔「だめだということなんですか、結論」と呼ぶ者あり〕

○**経済振興課長（森 玉樹君）** いいえ。町民から実際声があるという話も私も聞いています。

〔「今でも使えない」と呼ぶ者あり〕

○**経済振興課長（森 玉樹君）** 今までもそうですし、今回も。基本的に登録していただくのです、取り扱い店舗として。今までも生協さんについては申し込みがないといったのが現状でございます。

○**議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** まず、ふるさと納税の28年度の関係でございますが、先ほどからご説明しているとおり、運用上いわゆる経費等につきましては一般財源ということで運用してきましたので、当初予算についてはPR事業3,158万1,000円を一般財源で計上してございます。その一般財源がどこから来るのかという部分については、一般寄付ということで5,000万円寄付金という計上をしてございまして、そこから、色はついていませんけれども、そこから充てるという考えを持っています。そうなりますと、イコールではないものですから、ここで5,000万円から3,158万1,000円差し引いた1,841万9,000円が今後予定されるとりあえずの一般寄付分ということで、ここで一応その分を見ていたということでございます。その後経費の部分については、4号補正で先ほど申しました4,909万8,000円、これについても全て一般財源ということで計上させていただいておりますので、今現在までの経費につきましては8,067万9,000円、これを一般財源で一応見ているということでございます。それに対しまして、指定寄付分ということで6月会議、それから今回の9月会議、合わせて4月から7月分の4カ月分の指定寄付分を今回予算に計上してございまして、これが1,602万6,000円ということで、この分をGENKI応援基金に積み立てるということでございまして、そうなりますと7月末現在で指定寄付が4,880万円あるのですけれども、そのうち指定寄付分として100%の1,602万6,000円は積み立て

て、残り一般財源は3,277万4,000円ということで、現在まだ当初予算の5,000万円には至っていないということで、今後の寄付の状況を見ながら、この辺はきちっとわかるような形で予算のほうには計上させていただきたいというふうに思っております。

それから、歳入の補正財源等の関係でございますが、先ほどちょっとお話ありました27年度の財調以外の積み立て額が幾らかという部分については、今大変申しわけございませんが、手持ちの資料でないものですから、ちょっとお答えできないのですが、昨年度の財政状況としては基金積み立てのほかに繰りかえ運用もしてございますし、また基金繰りかえ運用の部分で繰り戻しという部分も行われておりまして、その辺につきましては多額の額を財政再建のためにその辺財源を投入したという現状になってございます。その部分を考えたときに今年度どうなのかということでございますけれども、確かに今後予想される部分で先日の台風10号の災害対策経費もありましょうし、また12月の補正もあります。それから、除雪費も今後出てくる可能性もあるということで、今回の交付税の留保分だけでは恐らく不足するだろうという想定はしてございます。しかし、まだその辺は現在も大丈夫だというような確定的なお話はできませんが、昨日の一般質問等でもお答えしましたけれども、町税の関係、それから昨年、一昨年同様の額は来ないというふうなところも想定はしてございますが、今後の特別交付税の状況、それから不用額の整理という部分もございまして、その辺を考慮しますと、今段階で想定される部分の支出については財源手当ては可能であるかなと思っております。ただ、そのほかに基金が今後どれだけ積めるのか、あるいは来年度の前年度繰越金という部分でどれだけ残るのかという部分については今後の財政運営状況によってはかなり上下しますので、その辺については厳しく精査していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど手元にないというお話をさせていただきましたが、27年度の積み立てにつきましては、大きなものとしては町債管理基金に5,000万円積んでございます。それから、繰り戻し分として役場庁舎建設基金積立金、これが1億5,000万円、それから退職手当追加負担金に5,000万円を積んでございます。大きなところとしては、このような状況でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今さらに財政出動のあり方についてご指摘をいただきましたけれども、今後の見通しとしては今財政課長のほうから申し上げたところで推移していくというふうなところは押さえられるのかなというふうに私たちも捉えております。ただ、何度も言うように、決して、財政健全化が今プランとして実施しているわけですが、そのプランがあるがゆえに財政の規律を守らなければならないということは思っておりません。常に財政の健全化というのはやはり進めていかなければならないことだというふうなことで押さえております。その中で、確かに具体的な部分での出し入れがあって、本当に今後大丈夫なのかというふうな不安を今しっかりしなくてはならないということを含めてご指摘いただいたのだろうというふうに捉えておりますけれども、その辺につきましては先ほども申し上げましたように、しっかりと今後の状況を見ながら、何が必要なのか、何が重要なのか、そのところは大きな今後やらなければならない事業もありますけれども、十分鑑みながら財政出動は進めていきたい

と思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） プレミアム商品券ですけれども、今の課長の説明で生協がだめだということわかりました。これは、そうすると町民に不満がうっせきしているのです。ちゃんと理解されていないからです。これは何らかの形で町民に向けて見える形で説明をちゃんとしていただきたいなど、こう思います。そうすれば納得します。そうすると、また別な形で政治判断を求められたり、もっと別な施策、手段がないのかという声が出てくると思いますから、まず町民に、何を使っていいのかは別として、ちゃんとその辺は説明責任を果たしてほしいと思います。

それと、これまで同僚議員からるる、子育てもそうだし、プレミアム商品券の施策議論あって、用途もありましたけれども、私ももっと町民の目線に立って使えないかなど。1つ具体的に言うと、今回福祉バスが3回町立病院から出ますよね、ワンコインですよ、500円。そうすると、プレミアム商品券の期限は決まっているけれども、年寄りにしてみれば、それを使えば1回分余分に使えるとか。自分たち行政がやった施策ですから、またプレミアムを今回は町独自の施策ですから、そういうものをリンクするというような柔軟な発想にならないかなど思います。そうすると、年寄りが4回乗っても1回は無料で乗れますよね、一つの例とすれば。白老町の考えた商品券にはこういう特徴あるのだよと、そういうこともぜひ考えられないのかなど、そういう一つの例ですから、もっと柔軟な発想をして町民目線に立った、100%ではなくて120%町民に還元できる商品券であってほしいなど、こう思います。運行上の規定が何かあるのなら別ですけれども、当然料金取るのだから。

それで、ふるさと納税、わかりました。そこで、今2答目の答弁聞いてもなかなかよくわからないのです。そこで、前も私言っていますけれども、予算科目でばらばらに計上すると真水分、実質分の納税額見えなくなるのです。そこで財源留保が見え隠れして、本当に事業に充当できるふるさと納税幾らかということ議会もチェックできないし、多分聞いている側もわからないと思う、答弁しているほうはわかるけれども。そういうことで、よって私も過日補正予算で一目瞭然となる収支状況みたいものを作成すべきだよと、こう言っていましたけれども、これらの手当てについてはどのようにになっているのか聞いて質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず、1点目のプレミアム商品券の関係でございます。副議長としていろんな町民の方の声を聞いた中でのご質問であったかなというふうに捉えております。端的に今そういう町民が納得する、不満を持っている部分が理解いただける工夫必要でないかという部分がございますので、これは商工会事業になっていきますが、発行時の取り扱いでうまくそのことを発信できる方法をとれるのか、あるいはその他の方法で行政として何かできるのか、その辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

それと、アイデアの一つとしてバスを補完する、タクシーを走らせるという部分での利用という部分で、営業所さんは登録していますので、その部分も何か発信できるように工夫してあげれば、利用する方もそれを持って走れるという部分も利用の方法としてございますので、

利用できることを知らないということは残念な結果になりますから、そういうことも利用できるということをお知らせしていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ふるさと納税の関係でございますが、今のご質問あるいは一般質問でもお答えしてございまして、担当のほうはわかって説明しているつもりなのですが、ちょっと複雑な部分があって、もったきちっと私どものほうもご説明してご理解をいただきたいというふうには考えてございます。また、この辺をきちっと明確にするためには運用もちょっと見直してということもお答えさせていただいておりますが、その辺につきましてもし可能であれば何らかの資料を作成して、会期中にでも皆さんのほうに資料でご説明できればというふうには考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかにまだありますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） まだありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。21ページのプレミアム商品券はもうやめました。それで、1つは道路施設維持補修費、これも経済対策だというふうに議案説明会であったような気がしているのです。メモそういうふうには書いている。違ったかもしれないけれども、もし経済対策だとしたら、中身はどんな中身なのか、経済対策の意味というのがよくわからない。言っていないのかな、言っていなかったら、言っていなくていいです。中身ちょっと知りたかった。ただ、経済対策だとしたら、やっぱり経済対策のような中身があるのかなというふうに思ったものですから、1つこの点お尋ねをしたいのと、その下の幌内川の関係なのですけれども、あそこ敷生川含めて河口閉塞起こすというのは前から知っていて、対策みんなとっているわけです。今回私もかなり時間早く行ってみたのですけれども、越波含めて今回は多分最高だったと思うのです、波の高さは、8メートル来るといったところに大潮と重なっていますから、11メートルという話もありましたから。ですから、そこは十分理解していて、その前にきちっと対応策とったということについては非常に、北吉原、萩野のことは余り詳しくわからなかったのだけれども、質問ありましたから。そういう点では、かに御殿さんのところ含めて事前にとったことが功を奏したということは十分理解しています。

はまなす会館のところの裏のお宅の車も水につかってしまったのですけれども、実際的に白老づきと虎杖浜づきのほうはポンプ先に入ったから大丈夫だったと、2つ入ったから。だけれども、あそこはちょっと遅かったものだから、この間あったように。それで、本当に昔から地元に住んでいる人の話、あそこで立ち話で30分も40分もしていたのだけれども、やっぱり根本

的な解決をしないとどうにもならないと。毎回毎回ポンプ持って行ってやるしかないということなのかということなのです。どうすればいいのだと聞いてみたのですよ、漁師の人方に。そうしたら、消波ブロックあそこ入っているのだけれども、技術的にはわかりません。道がやった、要するに直轄海岸で白老でやった部分も今は被害受けているのだけれども、白老と向こうの道でやっている土現でやっている部分とは違うのでないかということなのです。だから、あの消波ブロックを上げるしか波を抑える方法はない。波を抑えない限り、波入ってきていくわけですから、川から戻るのだったらそこ塞げばいいのだけれども、波が越波して入ってきたやつが回ってくるのならどうにもならないわけで、そうなる波を抑えるしかないのではないかとというのが長い間地元に住んでいる人たちのご意見だったのです。ただ、それが正しいかどうかわかりません。可能であれば、同じだったらいいのですけれども、国と同じような消波ブロックをあそこについて入れるというような対応策ができないのか。

彼らの話聞いたら、非常に町が努力して、道も努力してもらって1メートルかさ上げするというのが決まりました。ただ、聞いたら、1メートルぐらいかさ上げしたって今回みたいの来たら全然話にもならないという話。それはそれで、それ以下の部分については効果発するのだから、それはそれで敬意を表しますし、いいのですけれども、もうちょっと根本的な対応策を長期の展望でとるべきだと。それは、国に要請にするなら国に要請するということ、道の管轄なのだけれども、国の基準と同じような消波ブロックができないのかとか、そういうことが将来的にも考えられないのかどうか、ここら辺あたりちょっと聞きたいなと思うのですけれども、そうでないと地元の人、もうあきらめなのです。では、今度ポンプ3台にするのと、こういう話なのです。だから、ちょっと違うのではないのかな。はまなす会館でカラオケ買ったばかりなのだって、それでここまで来たら、カラオケ壊れたかどうか聞いていないけれども、カラオケ壊れるから困ったって言っていたけれども、本当にそういう中身を考えてときに、やっぱり根本的な対応策を町は考えるべきでないかと。今1メートルかさ上げしたのを2メートルにしたからって解決するというのでなくて、そこら辺はどういうふうな状況かわかりますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 先に道路施設維持補修経費の関係でお答えさせていただきますが、確かに議案説明会の際私の方で説明をした際には、この経費を、今回の補正を経済対策ということで説明をさせていただきました。これにつきましては、本来限られた財源の中でどのような補正をするかという中で、道路施設維持補修というのはかなり町民に直結する経費というふうに認識してございまして、原課の方では幾ら財源があっても足りないというような話の中で、財政としてはこういう部分も含めて抑えていかなければならないという考えのもとに査定はしておりますが、最終的にはここについては町民要望という部分、あるいは苦情等の対応、この辺も含めて財政査定以上のものでもやるべきだという最終決定がなされたところでございまして、その部分では財源的に上乘せして今回1,000万円という金額を計上したということでの経済対策という位置づけをさせていただいたということで、特別な内容で何かを組み立ててというようなことではないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 何点かありましたけれども、お答えしたいと思います。

まず最初に、幌内川の部分ですけれども、あそこにつきましては、先ほどもちょっとお話しさせてもらいましたけれども、前もって手は打ちましたということなのですけれども、抜本的な対策ではありませんので、そこはやっぱり北海道のほうと協議しながら対策は考えていきたいと思うのですけれども、1つとしては北海道で置いているブロックだとか、それから海側のほうに大きな石、割り石を置いているのです。あれが切れているところがちょうど影響を受けるところなのです。なので、それを延ばせないかという協議ですか、そういうことはちょっとしていきたいなというふうに思っています。近々登別出張所のほうにそういったことをお話ししていきたいというふうに思っています。

それから、2つ目のはまなす会館の民家の関係ですけれども、はまなす会館側のポンプは比較的早く設置できたのですけれども、民家側のほうのポンプが発電機の手配がおくれてしましまして、ちょっと時間かかってしまったことはまことに申しわけないというふうに思っております。それから、その部分につきましては、かに御殿から苫小牧側のほうから海水が入ってきて冠水してしまうという状況なので、そのところもあわせて北海道と協議をしてやっていきたいというふうに思っています。

それから、国と、それから道の入れているブロックの関係なのですけれども、どこがどういうふうに違うかというのは私のほうで押さえていませんので、そこは国と道に、どういったものを使っているのかということを改めて調べて、道に対してこっちのほうがいいのでないという言い方はできないので、そういうような状況にならないようにといった話の中で進めていきたいと思っております。

それから、かに御殿のところのかさ上げする1メートルが足りるのかどうかということは、登別出張所のほうに問い合わせをしています。出張所のほうでは、計算に基づいた中で満足する高さなのだという回答はいただいております。実際それで足りるのかどうかというのは、今答えをもらったことが最終なのですけれども、それだけでおさまるかどうかというのは今後になってくると思いますので、もしものことがあれば次の手を打ってもらうというような、例えば消波ブロックを海側に入れてもらうとか、そういったような方向で解決していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員。

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。今の話ですけれども、例えば直轄海岸と道の海岸がどれだけ違うのか、私もきちっと理解して言っているわけではないのだけれども、例えば港、第3商港区との間にブロックたくさんありますよね、前に置いてあったブロックが。ああいうものを例えばまいて入る波をとめるためにああいうところに置いて、効果があるものであれば、そういう形で波どめをまずするということが1つあると思うのです。海水入らないようにしないと、ポンプでくむこと考えたって、これどうにもならない話なのです。だから、あそこをとめるためにああいうものを利用して、旧港のところの中にまだたくさんありますよね、引き上げたものではなくても、そういうもの使ってできないものかどうなのかなとすごく思うのです。

よ、素人は。そんなことであそこをまず波が入らないようにするということが1つと、根本的にはやっぱり消波ブロック、沖の消波ブロックをもっと大きくすると、大きくして波の高さ抑えない限り、例えば今課長がおっしゃったようにあそこで1メートルのものを2メートルにしたり、その前に消波ブロックを入れても、私もあその石川さんのところでずっと見ていたのですけれども、波はブロックが入っていても堤防あっても上がるのだ。沖というか、もうちょっと手前でとめない限り来るの、ずっと見ていたのだけれども。だから、そのところを根本的にはもうちょっと沖で波とめれるようなこと考えないと、それは多分3年、5年の計画になるとは思うのだけれども、そういうことをきちっと調べて提起していく、道なら道に提起していく。それから、さっき言った波入らないようにするということが、そのところをやらない限り、あれいつもそういうふうになって、いつも行かなければだめだ、いつもポンプかけると。白老側なんかはすっかりなれていて、ぱっぱと入れたらぱっと、すぐわかって、ポンプ入れればと電話行ったら、すぐ入れるというふうになっているようだけれども、本当は根本的には違うと思うのです。そこら辺は、道とぜひ協議してやっていただきたい。

それと、もう一つ、1,000万円の件で、それは中身わかりました。それはいいです。ただ、この1,000万円って要するに土木ですれば今の維持補修費がふえるわけですよ。1,000万円といったら余りできないと思うのだけれども、結果的に考えれば、今パッチワークになっているところの補修をするようなことにしかならないのかどうか、ここはどうですか。町民要望というのはそういう形でしか、1,000万円ってそれぐらいの仕事しかできない中身のものなのですか。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず、海岸の関係お答えしたいと思います。波をとめることだとか、それからブロックの活用だとか、それからかに御殿の波際でなくても奥のほうの離岸堤的なもの、そういったものの整備とか、そういった部分につきましては北海道のほうと話はしていきたいというふうに思っています。ただ、北海道のほうも予算もありますし、多分時間的には結構かかってしまうかなと思いますけれども、継続してその話は進めていきたいというふうに思っています。

それから、道路の1,000万円の関係ですけれども、パッチ、補修だけかという部分なのですけれども、主に補修で、今回はそれプラス段差の解消もしようというふうに考えています。ただ、いずれにしても中身的には道路の補修なので、例えばその1,000万円の中で補修以外に整備となれば、1,000万円で太刀打ちできるような金額でないの、まずは補修という形の中で進めさせてもらいたいということです。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。17ページの子育て世代プレミアムつき商品券の発行事業と今大淵議員の言った21ページの河川施設維持補修です。

まず、子育てプレミアムつき商品券、今回一般財源でやるということで、議員としてどうか、親としては本当にこれありがたい、親としてはありがたい事業ではないかなと思います。素朴な質問というか、実施期間が12月1日から2月28日になっています。これ何で2月28日で終わるのか。というのは、12月からというか、これ11月からだとしたら使う側としてみれば、

子育て世代ですから、例えばいろいろクリスマスもあればお正月もある。12月になったらもうお正月始まっていますから、そういう食材でも何でもいろいろ使う方はいると思いますけれども、そういうものに使えないような気がします。せっかくの補助金というか、商品券ですので、ぜひ使い勝手のいい。これ2月28日までというのもそうなのですが、要望ですけれども、これ3月までやっていただければ、ある程度2月でいろいろ中学生の子供たちも含めて準備を終えていけばいいのですけれども、3月までいろいろと、例えば中学生だったら制服以外でもいろんなものを取りそろえるとか、そういうものにもぎりぎりまで使える期間ではないかなと思ひまして、その辺のところをお聞きしたいと思います。それから、議案説明会のときもちらっと言ったのですが、子育て世代ということで今回は中学生までだというお話ししていました。僕は、子育て世代というのはいつまでという定義はまずどうかというのはありますけれども、できれば高校生まで、なぜできなかったかという、中学生で終わったというか、までというのはなぜだったのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） まず、商品券の取り扱い期間の関係でございますけれども、スタートの関係につきましては、まず10月から周知活動に入ります。それとあわせまして、商品券の作成ですとか、そういった部分、あと登録事業者を受け付けたり、そういった部分の作業を始めます。あと、11月からは商品券購入される方の予約受け付け、一月設けています。そのため、やはりスタートとしましては12月にならざるを得ないというような状況でございます。あと、期間後ろ側です。3月までというお話ですけれども、利用者は2月末までなのですけれども、その後利用された事業者さんのほうは換金という作業が出てきます。そのために、2月末までに利用期間を設定しないと、そういう部分で後の作業のこと考えますとちょっと難しい部分がありまして、こういう期間で設定させていただいております。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 商品券の消費期間のご質問は、ただいま経済振興課長のほうからも消費期間についてはご説明したところであります。子育て世代のほうの商品券につきましても、通常の商品券と同じような方式で実施しますので、消費期間も同じとさせていただきます。

2点目の対象を中学生ではなく高校生にしたらどうかというようなご質問ですけれども、今回は昨年実施しました商品券と同じ対象とさせていただきます。理由としましては、まず中学校を卒業した子供さんにつきましては中には働いていることも考えられますので、そういうところを把握するのがなかなか難しいというふうに考えております。ですから、中学校までの子供を対象とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。使用期間なのですが、確かにいろいろ事務的なことがあるのはわかりますけれども、使う側としてみれば、やっぱり使い勝手というか、そういうふうにやっていただければ親としてはありがたいのではないかなと思って質問させていただきました。



た。

町長、先ほどから子育てプレミアムについていろいろ議論がありました。これ素朴な疑問で、子育て世代って幾つまでなのと言われて、今室長からも言われましたけれども、今ここにいる高校生の把握というの、何人いるかというの把握できていないのかということなのです。だから、ある程度ここに住んでいて、いろんな学校、町外でも通っていますよね、そういう方が何人いるのかというのわかりますよね。だから、全部1個1個というわけではないけれども、ある程度の数わかっていたら、せめてそのくらいの枠を設けてやったらどうかと思うのですけれども、せっかく子育てプレミアムという子育てということを題目にしてそういう事業をやっているのです、これから子育てに力を入れますよという割には何か違うのかなと。高校生を持っている親御さんにしてみれば、うちは何でだめなのだと素朴な疑問になりませんか。今回はいろいろ予算の関係で、先ほど言いましたように一般財源でやっていただいたというのは評価しますけれども、これから来年例えばそういうふうにいるような補助金というか、もらってやるのだったら、私はそこまでやっていただいたほうが、不公平感ではないですけれども、子育てというのは僕は要するに自分から離れていって自立するまでだと思うのです。極端な話大学生までかもしれない。でも、そこまでやれとは言わないですけれども、せめて今ここで高校生といたら食べ盛り、いろんな服も買ってあげたいという、そういう親御さんの気持ちってあると思うのです。別な21ページにもありますけれども、そこはそこで使っていただいてもいいのですけれども、率のいいほうを使いたいのはやっぱりみんな同じだと思うのです。だから、その辺のところもうちょっと考えていただいて、ことしはこれだけの予算になるかもしれないのですけれども、そういうようなことで何とかこれから来年に向けてまた検討していただければと思います。

それと、先ほどちょっと言い忘れて、21ページの河川施設、これ大淵議員からも言っていたのですけれども、僕も虎杖浜に生まれて、ずっと海岸見てきて、漁業もやっていたので、ずっと海のことは見ているつもり。かに御殿から虎杖浜に向けて、ずっと今いろいろ護岸というか、工事やっていますよね。今回特別なというか、特殊ないわゆる風台風のような感じで、先ほど大淵議員も言ったように満潮と重なったということはありませんけれども、見るとかに御殿の沖のほうに浅くさっき言ったように石積んでいますよね、あの石というのは小さい波のときは効果はあるかもしれませんが、大波になったときあれ逆効果に僕なと思うのです。逆効果になるというか、一時的にあそこ浅瀬になりますよね、浅瀬になると波というのは増幅されるのです。経験している方わかるかどうかわかりませんが、波が増幅されてさらに大きくなっていくのです。それで一気に、弱まるのではなくて、増幅されて一気に来るので、ああいうような被害になると思うのです。ですから、先ほど言ったように、根本的にどうしたらいいかということ、土建というか、向こうのほうはプロですから、恐らくそういうことでやっていると思うのですが、本当にどうなのかというのはもっともっと検証して、恐らくいろんな実験もして、どういうふうになるかというの科学的にやっていくと思いますけれども、もっともっとそれは本当に考えていただかなければならない部分かなと思って、まずそこをお願いします。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 子育て世代のプレミアムについて、子育てされる側の年齢というか、それをどこで見るかというところですよ。さまざま今議員がおっしゃったように、子育てだからきつと自立するまでの間だろうというふうに、そういう捉え方もあるだろうというふうに思います。その中で区切りとしてなぜ中学生というふうなところで切ったかという、今の学校制度の中において義務教育までのところが一定の子育てというふうなことで捉えるのが順当というふうなことの押さえでございます。15歳をもって中学校を卒業して、今本町においても98ぐらいのパーセントで進学してはおるかと思えますけれども、高校へ行っている者と、それと高校へ行っていない者とのその関係も、今度プレミアムをとる場合の証明というか、そういうものが必要になるわけだけでも、そのときの押さえが、逆に親にしてみたら年齢的に高校へ行っていないから、ではこのプレミアムが当たらないのかというふうなことの部分も出てくるのではないかなというふうに思っています。ですから、一般的に考えて中学、義務のところまでは子育てというふうなことで押さえての線引きにしておるところです。今後そのところをどういうふうに、また幅を広げていく場合にどういう解釈が必要なのかというところは議論のあるところだと思いますけれども。

以上です。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） かに御殿の沖にある離岸堤の部分の関係です。まず、その離岸堤のブロックが低くなることによって波が増幅されるという部分につきましては、私のほうでもちょっとそこは判断できないです。なので、北海道のほうにそこの部分はどういう見解かといった部分も含めて、北海道のほうにも技術屋さんおりました、きちっとしたプロの方おられますので、きちっとした判断をしてもらうということでお話はしていきたいというふうに思っています。それで、先ほど大淵議員のほうにもお話しさせてもらいましたけれども、そういった部分を含めて今後また北海道の登別出張所のほうとはやりとりをさせてもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。先ほど河川施設のほうは理解しました。

子育て世代のプレミアム商品券、これ本当にありがたい事業なのです。今副町長が言われたように見解の相違かもしれないですけれども、高校生どのくらいいるのということ言わないにしても、実際に高校通って、一生懸命子育てをしている親御さんもいるということは事実なので、そういうことで中学生、義務教育だからそこまでしかできないよではなくて、これももっとも、先ほどから言うようにまちがこれから子育てに力を入れようという、これから地方創生使って、いろんなの使ってやろうとしているところなのです。それを中学生まで、これ恐らく聞いた方は、先ほど言いましたようにやっぱりそうなのかと、来年もそうなるのという話で、今検討するとはちょっと言っていたのですけれども、中学生も高校生も同じような条件だと思います。高校生になったら食事もたくさん食うし、例えば着たいものもあると、

親御さんの負担も大きくなると思います。一日一日身長も伸びていきますし、そういうところで少しでも子供たち、親の負担減らすためには、できれば高校までというような、ここで約束はしなくてもいいですけども、検討していただいて、ぜひ来年にもつなげていただければと思います。最後の質問です。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） そういう声は入ってきています。実際に高校生を持っている親御さん、役場庁舎の中にもそういう職員もおりますから、十分声は聞いております。ただ、先ほども言ったように、どこでそれを明確に理屈を持って区切るかということなのです。だから、確かに議論の余地というのはきっとあるだろうと思うのです。高校生を持っている親から見たら。ただ、全体的に考えていったときに、高校生でない、同じ年であってもそういう若者もいるわけです。ですから、そのところをどういうふうにして切っていくかというふうなあたりは、1つ考えていかなければならないことではないかなというふうに思っておりました。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 今の子育てプレミアムの件なのですけれども、確かに題名からいったら副町長のおっしゃるとおりだと私は思います。でも、中学校で卒業して社会人になっている方は、正直言って生活が大変なので、ほとんどの家庭がそうだと思います。特別な事情がない限りは進学したかったのだらうと思います。そうなってくると、子育て世代プレミアムという言葉だけでそういうふうを考えて切ってしまうというのはどうなのかなとちょっと思いまして、18歳未満までのプレミアム商品券でもいいのかなと思いつつながら、私は本間議員を別にサポートして言っているわけではなくて、若い人、子供たちを育てるという意味でぜひそこは前向きに検討していただきたいなと思います。それだけです。気持ちとしては、本当に副町長のおっしゃるとおりです。間違っていないです。でも、高校に行っていないお子さんの家庭状況どうなのかなということもぜひ考えていただければなと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 私も決して本間議員、それから今西田議員がおっしゃったところを否定して物を考えて言っているわけではございません。ですから、議論をする余地はあるだろうと。区別として高校生という区別でなくて、例えば18というふうな年齢で切ったらみんな一緒になるからいいではないかだとか、それから家庭状況を考えて、そのところをその家庭の所得だとかそういうふうなもので考えていくだとか、そういう線引きをするときに皆さんが納得できるようなことがなければ、なかなかこのプレミアムの平等感というのが出てこないのではないかなというふうなことで、これまでも今回も中学生ということであるならば一定限押さえることが、共通として押さえることができるのではないかなというふうなことで今回はこういうふうにしてもらいました。ですから、今後今出てご指摘されたことも含めて考えていく余地はあるかなというふうには思っています。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議2—1をお開きください。議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,009万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正  
予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議3—1をお開きください。議案第3号でございます。議案第3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎報告第6号 平成27年度白老町財政の健全化判断比率について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第6号 平成27年度白老町財政の健全化判断比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報告第6号でございます。報6-1をお開きいただきます。平成27年度白老町財政の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度白老町財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

実質赤字比率、ございません。連結実質赤字比率、ございません。実質公債費比率19.1。将来負担比率140.3。

平成28年9月2日提出。白老町長。

以上、報告でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎報告第7号 平成27年度白老町公営企業の資金不足比率について

○議長（山本浩平君） 日程第8、報告第7号 平成27年度白老町公営企業の資金不足比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報告第7号 平成27年度白老町公営企業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度白老町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計、資金不足比率はいずれもございません。

平成28年9月2日提出。白老町長。

以上、報告でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね

したいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑ないようでございます。

報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第9、認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6件を一括議題に供します。

それぞれ提案理由の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは、認1―1をお開きください。認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次のとおり平成27年度白老町各会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

- 1、平成27年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- 2、平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 3、平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 4、平成27年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 5、平成27年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。
- 6、平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、平成27年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。

- 8、平成27年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 9、平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- 10、平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

以上です。

続きまして、認2です。お開きください。認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度白老町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

続きまして、認3です。認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

続きまして、報3です。報告第3号です。平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

地方自治法第233条第5項及び第241条第5項並びに同法施行令第166条第2項の規定により、平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

- 1、歳入歳出決算事項別明細書。
- 2、実質収支に関する調書。
- 3、財産に関する調書。
- 4、主要施策等成果説明書。

報4です。報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成28年9月2日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。
- 4、企業債明細書。

報告第5号です。平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成28年9月2日提出。白老町長。



- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。
- 4、企業債明細書。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの提案理由の説明が終わりましたが、これら決算認定3件と報告3件についての審査を本会議において行うことは困難であると思われま

す。そこで、お諮りいたします。本件については、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査といたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第3号まで及び報告第3号から第5号まで、以上6件を一括して、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査とすることに決定をいたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

---

再開 午後 1時48分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、小西秀延議員、副委員長、及川保議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後決算審査特別委員会が開催される予定になっております。本会議は、決算審査特別委員会の審査のため明日10日から15日までの6日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。9月会議はこの後9月16日午前10時から引き続き本会議を再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 1時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫